

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の種類 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画の購入	34,700千円 H28.2.29まで	H25.9.5 ワガドワ グーで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキナファソアンアン大使 側 ブルキナファソアンアン大使 側 ・シフリル・バソレ外務 ・城内協力大臣	H25.9.30 308号
ブルキナファソ	第二次中央ゾラトー及び南部中央地方飲料水供給計画の贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	第二次中央ゾラトー及び南部中央地方飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	968,000千円 H29.12.31まで	H25.11.13 ワガドワ グーで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキナファソアンアン大使 側 ブルキナファソアンアン大使 側 ・シフリル・バソレ外務 ・城内協力大臣	H25.11.27 354号
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	510,000千円 H26.3.31まで	H25.11.26 ワガドワ グーで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキナファソアンアン大使 側 ブルキナファソアンアン大使 側 ・シフリル・バソレ外務 ・城内協力大臣	H25.12.5 362号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。